

暮らしのガイド

コミュニティデイハウス

問合先	ところ
とんとん☎ 627・5517	上中条一丁目 11-7-114
日向☎ 646・5453	総持寺一丁目 14-16
オアシス平田☎ 665・8011	中津町 16-22-401
かるがも☎ 637・8108	鮎川二丁目 26-21
デイスポート駅前らんど☎ 633・7587	中総持寺町 3-25
ほづみ☎ 601・0365	下穂積一丁目 3-1-3
ふくろうハウス上野☎ 643・9092	上野町 16-9
ふれあいぽぽ☎ 627・8903	上穂積二丁目 1-10
ほっとスル☎ 655・4308	沢良宜浜三丁目 19-15
なごみの里和楽☎ 623・2612	西田中町 4-22-102
ハーモニー☎ 631・1414	西駅前町 13-16
紡希の庵☎ 629・7463	安威二丁目 13-3
山手台ななつ星☎ 629・6889	山手台福祉プラザ 2 階 (山手台七丁目 2-20)
ふれんず☎ 622・0040	駅前三丁目 2-1
雲見坂広場☎ 647・8876	高田町 7-16
ぽぽ大池☎ 633・1080	大池二丁目 28-6
なみき☎ 628・4166	玉瀬町 30-6
てくてく東奈良☎ 646・9320	府宮住宅集会所 (東奈良二丁目 1)
たまちゃん☎ 635・4002	水尾二丁目 7-39

福祉・人権

要介護認定の有効期間にご注意を

要介護認定を受けて介護サービスを利用している人で、引き続きサービス利用が必要な場合は、必ず有効期間内(できれば有効期間満了1か月前まで)に更新手続きをしてください。更新手続きは有効期間満了60日前から可能です。**問**長寿介護課☎ 620・1639

介護保険料の納入通知書等を発送

介護保険料が年金から天引きされていない65歳以上の人に、4月上旬に介

護保険料納入通知書等を発送します。

納付書払いの人には納付書、口座振替の人には納入通知書、4月に特別徴収(年金からの天引き)を開始する人には特別徴収開始のお知らせを送ります。4月25日を過ぎても届かない場合は、ご連絡ください。**問**長寿介護課☎ 620・1639

①街かどデイハウス・②コミュニティデイハウスのご利用を

所・問①コアな仲間☎ 629・0218(白川一丁目3-27)、②左表のとおり、または長寿介護課☎ 620・1637、**対**65歳以上の市民(事業対象者、要支

援1・2の認定を受けた人もコミュニティデイハウスの利用可、ただしケ

アプラン作成等の手続き要、**内**健康チェック、転倒しない身体づくり、認知機能低下予防、口腔ケア、趣味活動、昼食、**備**日時・費用・手続き等は各施設にお問い合わせください。

訪問美容サービス事業のご利用を

対在宅で生活する外出困難な要介護3以上の65歳以上、**内**府理容生活衛生同業組合、府美容生活衛生同業組合の茨木支部加入店の訪問美容費を助成するチケットを交付、**¥**1枚で出張費上限千円(施術料実費)、**備**年度の上限枚数は申請が4月6月114枚、7月9月113枚、10月12月112枚、1月3月111枚、**申**長寿介護課☎ 620・1637

元気! いばらきマップのご活用を

身近な地域にある高齢者向けの体操教室や健康遊具のある公園、ウォーキ



ングコース等を紹介しています。4月1日から、長寿介護課や地域包括支援センター等で配付(市HPからダウンロード可)しています。**問**同課☎ 620・1637

ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業のご利用を

在宅で生活する、要介護1以上の高齢者世帯に、介護保険制度対象外の簡単な作業等のサービスを提供します。

内ごみ出し、窓ガラスの清掃、電球取替え等、1回30分以内、月2回まで、**¥**1回250円(市民税非課税・生活保護受給者は1回150円)、**申**長寿介護課☎ 620・1637

地域密着型サービス事業者を募集

時4月22日(月)～5月31日(金)、**内**地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、**備**詳細は市HP参照、**問**長寿介護課☎ 620・1639

シニアボランティアの活動者を募集

シニアプラザいばらきでは、指定の施設でボランティア活動をするボランティアが貯まり、登録後3年間はポイント数に応じた活動支援金がもらえる事業を行っています。

対65歳以上の市民、**問**シニアいきいき活動ポイント事業事務局(シニアプラ

ざいばらき内) ☎ 657・8819 (日・月曜日休み)

介護保険サービスの利用者負担額を軽減

社会福祉法人が提供するサービスを利用する場合、一定の要件に該当する人の利用者負担の一部を軽減します。

※ 次の **㊦** ~ **㊩** いずれかに該当する人、**㊦** 次の全てに該当し、市が認定した人、**㊦** 市民税非課税世帯、**㊦** 世帯の年収が単身世帯で150万円(世帯員が1人増えるごとに50万円加算した額)以下、**㊦** 世帯の預(貯)金等の額が単身世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額)以下、**㊦** 日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産がない、**㊦** 医療保険の扶養家族ではない、**㊦** 親族等の援助が期待できない、**㊦** 介護保険料を滞納していない、**㊦** 生活保護受給者、**㊦** 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援受給者、**㊦** 利用者負担額(10%相当分)、食費・居住費・宿泊費・滞在費の25%(ただし、老齢福祉年金受給者は50%)、**㊦** 個室居住費または滞在費全額、**㊦** 利用先の社会福祉法人または長寿介護課 ☎ 620・1637

ボラかふえに参加しませんか

時 毎週火・木曜日、午後1時30分~4

時、**所** 社会福祉協議会主原分室、**内** ボランティアによる居場所づくり、**申** 下図読み取りから申込または、電話で同協議会 ☎ 627・0086

障害者差別解消法が改正されます

「市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」では事業者による合理的配慮の提供を義務としていますが、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が4月1日から改正され、法律においても義務化されます。障害を理由とする差別をなくし、障害のある人もない人も誰もが安心して暮らし続けられる「共に生きるまち茨木」を実現するため、市・市民・市民活動団体・事業者が一緒になって取り組みましょう。合理的配慮の提供については、下図読み取りからご覧ください。**問** 障害福祉課 ☎ 620・1636



府身体障がい者補助犬の使用者を募集

内 盲導犬、介助犬、聴導犬の貸与、**備** 選考あり、**申** 4月1日~5月10日(必着)に、府HPから申込または、申込書(障害福祉課に設置)を郵送で、〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目、府障がい福祉室自立支援課 ☎ 06・6944・9176、**問** 06・6944・9176

6942・7215

いばらきオレンジかふえのご利用を

認知症の人や、その家族、地域の人等誰もが気軽に集い憩える場です。詳細は下図読み取りからご覧ください。**問** 福祉総合相談課 ☎ 655・2758



府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口が開設

インターネット上の誹謗中傷やトラブルに関して幅広く相談を受け付ける窓口が開設されました(左図読み取り参照)。LINEや電話で気軽に相談ができます。ひとりで悩まず、まずは窓口にご相談ください。

対 府内在住・在勤・在学者やその親族等、**LINE・電話** **時** 月~土曜日、午後4時~10時、第2日曜日、午後1時~6時 **申** ☎ 06・6760・4013、**メール・ファックス・手紙** **時** 常時、**申** ☎ 06・6760・4014、**面接・弁護士等専門家への無料相談** **LINE・電話**等で事前予約



健康保険・年金

国民健康保険の加入・脱退届

退職・転職等で職場の健康保険の資



格を喪失した、または就職・結婚等で社会保険に加入した人は、14日以内に加入・脱退届が必要です。脱退の手続きをしないと社会保険と国民健康保険の二重加入となり保険料も二重に賦課されますので、必ず手続きをお願いします。**問** 国民健康保険加入・脱退手続き専門コールセンター ☎ 620・6176

後期高齢者医療・国民健康・介護保険料の年金からの納付額

2月に年金から保険料を納付している人・世帯は、4・6・8月も同額です(8月の変動の可能性あり)。通知は送付しません。なお、10月以降の納付額は、①国民健康保険は6月、②後期高齢・介護保険は7月に通知します。**問** ①保険年金課(国保) ☎ 620・1631、②保険年金課(高齢) ☎ 620・1630、③長寿介護課 ☎ 620・1639

このような電話は詐欺です!

市職員や銀行員を名乗る人から、「医

暮らしのガイド

予約年金相談のご利用を

療費の還付金があり、文書を送ったが返信がないため連絡しました「ATMに携帯電話を持って行ってください」との電話がかかり、預貯金を振り込ませる詐欺が相次いでいます。ATMの操作で還付金に戻ることは絶対にありません。このような電話があったときは、家族や警察等に相談してください。

問 保険年金課（高齢） ☎ 620・1630



時 4月16日(火)、午前10時～正午・午後1時～4時、1人15分間、**所** 保険年金課、**定** 先着15人、**内** 吹田年金事務所相談員による年金記録等に関する相談（共済年金を除く各種年金）、**持** 年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、身分証（顔写真付き）以外は2点必要、職



障害年金予約相談のご利用を

歴メモ等（本人以外の場合は指定様式の委任状）、**申** 4月1日、午前9時から、左上図読み取りから申込みまたは、電話で同課（年金） ☎ 620・1632

時 4月8日(月)・17日(水)・26日(金)、午前9時30分～午後0時20分・午後1時30分～4時20分、**所** 保険年金課、**定** 各日先着6人、**内** 社会保険労務士による障害基礎年金受給手続に関する相談（障害厚生年金を除く）、**持** 年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、医療機関受診等に関するメモ、身分証等（本人以外の場合は委任状）、**申** 下図読み取りから申込みまたは、電話で同課（年金） ☎ 620・1632

1632



国民年金保険料の納付書を送付

国民年金保険料を金融機関やコンビニで納付している人に、4月1日以降順次、今年度分の納付書が日本年金機構から送付されます。前納する人は、4月30日までに納付してください。納付書が届かない人は、吹田年金事務所までご連絡ください。 ☎ 同事務所 ☎ 06・6821・2401

学生納付特例制度等の申請を

厚生年金の加入者を除き、20歳になつてから2週間程度で日本年金機構

から国民年金加入のお知らせや納付書等が送付されます。保険料の納付が困難な場合は①学生納付特例制度や②納付猶予制度等の免除制度があります。ただし、①②等の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額になります。この場合、保険料を追納すると年金額を増やすことができますが、経過期間に応じた加算額が上乗せされるので、ご注意ください。

対 ①大学（院）・短大・高校・専修学校等の学生（夜間部、1年以上の通信制課程を含む）、②50歳未満、**持** ①学生証（表裏のコピー）、身分証明書等、（以下共通）**備** ①本人・②本人と配偶者の所得制限あり、家族が代理申請する場合（別居の家族が代理申請する場合）には委任状要、**申** 保険年金課（年金）（日本年金機構から送付されるお知らせに同封の返信用封筒で郵送可） ☎ 620・1632

税金

今月の納付（4月30日(火)まで）

- 介護保険料普通徴収第1期分
- 一般廃棄物処理手数料第4期分

夜間・休日窓口を開設し国民健康保険料、市税・清掃手数料収納

時 (休日) 4月28日(日)、午前9時～午後5時、**夜間** 22日(月)、午後8時まで、**所** ①国民健康保険料Ⅱ市役所本館1階7番窓口、②市税・清掃手数料Ⅱ市役所本館2階13番窓口、**備** 夜間と休日は、本館東玄関横の地下通用口から入り、守衛室に声をかけてください。**問** ①保険年金課（徴収） ☎ 620・1631、②収納課 ☎ 620・1616



本館東玄関横

振替納税の振替納付日にご注意を

昨年分の確定申告の振替納付日は、①申告所得税・復興特別所得税は4月23日、②消費税・地方消費税は4月30日です。振替納付日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。振替ができなかった場合は、納期限（①3月15日、②4月1日）の翌日から納付日までの日数に応じて延滞税がかかる場合がありますのでご注意ください。 ☎ 茨木税務署 ☎ 623・1131

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方：時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、

教育・子ども

教育委員会定例会の傍聴を

時 4月18日(木)、午後2時から、**所** 市役所南館6階会議室、**備** 一部非公開の場合あり、**問** 教育政策課 **☎** 620・1680

ひとり親家庭の自立を支援

対 ひとり親家庭の親、**「自立支援教育訓練給付金」** **問** 教育訓練給付講座を受講し修了した場合経費の一部を支給、**【高等職業訓練促進給付金等】** **内** 看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・介護福祉士・保育士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師、その他市長が認める資格を取得するための養成機関で修業する際に生活費の一部を助成、**備** 事前相談要、**問** 子ども政策課 **☎** 620・1625

子どもの安全見守り隊参加者を募集

子どもが安心・安全に登下校できるように、登校・下校時間の見守りが活動の中心です。通勤や散歩・買い物の中で、家の周りを掃除しながらなど、できる時にできる範囲での「ながら見守り」の参加も可能です。子どもたちを温かく見守る活動へのご協力をお願いします。**時** **【活動時間】** 登校 午前7時30分頃～8時30分頃、下校 午後2時30分頃～4時頃、**備** 登録者は市で一

固定資産税の価格・税額等の確認は 4/1 から

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産税・都市計画税の納税義務者は、固定資産課税台帳のうち、自己の所有する資産が記載された部分を確認することができます（土地・家屋は5月送付の納税通知書に添付または同封の資産明細書でも内容確認可）。また、借地・借家人等は、自己が使用または収益の対象となる部分の台帳を閲覧できます。今年度分は4/1から閲覧できますが、事前申請可能な郵送閲覧もご利用ください。

所 資産税課、**特** 来庁者の本人確認ができる証明書等、申請人が代理人や別居の親族＝委任状（納税義務者等の自署または押印要）または委任状に相当するもの、借地・借家人等＝賃貸借契約書等、**備** 郵送閲覧の場合は上記の持ち物（写）と、申請人・納税義務者・必要年度等を記入した申請書と返信用封筒（送付先記入、切手貼付）等必要、**問** 資産税課 **☎** 620・1615



地籍調査等完了の土地は固定資産税額等が変更

地籍調査等の完了により登記簿の地積等が変更された場合、土地の固定資産税額等が変更になります。詳細は市 HP をご覧ください。**問** 資産税課 **☎** 620・1615

固定資産の登録価格に不服があれば審査申出を

固定資産課税台帳の登録価格に不服がある場合は、納税者が固定資産評価審査委員会に審査申出をすることができます。

申 4/1以降で納税通知書の交付を受けた日の翌日から3か月以内に、申出書（市 HP からダウンロード）を、同委員会事務局（市民税課内） **☎** 620・1614

今年度の固定資産評価（公課）証明を発行

4/1から、今年度の固定資産評価証明・公課証明を発行します。発行初日から数日間は窓口が非常に混み合いますので、急いでいない人は4/9以降にご来庁ください。また、証明内容は毎年5月頃に発送する「固定資産税・都市計画税納税通知書」に添付されている「資産明細書」と同じです。提出先に確認のうえ、そちらもご利用ください。**所・問** 市民税課 **☎** 620・1614

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

土地または家屋の納税者（所有者）は、今年度分の市内全ての土地または家屋の価格等を記載した縦覧帳簿を見ることができます。

時 4/1(月)～5/31(金)の平日、8:45～17:15、**所** 資産税課、**対・内** 土地の納税者＝土地価格等縦覧帳簿（土地の所在、地番、地目、地積、価格等）、家屋の納税者＝家屋価格等縦覧帳簿（家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格等）、**特** 来庁者の本人確認ができる証明書等、申請人が代理人または別居の親族の場合は委任状（納税者等の自署または押印要）、**問** 資産税課 **☎** 620・1615

【本人確認ができる証明書等】

運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、マイナンバーカード、健康保険証、介護保険証、年金手帳、社員証、公的機関が発行した資格証明書またはそれに準ずるもの

【委任状に相当するもの】

固定資産に関する売買契約書や競売落札関係書類等、寝たきりなど委任状を作成できない人の保険証等、相続関係がわかる戸籍謄本等、その他申請代理権が授与されているとみなされるもの

暮らしのガイド

課 ☎ 620・1684
学校に申請要)、**閏**学務



校（小・中学校両方に
こどもがいる人は、各
学校に申請要)、**閏**学務
課 ☎ 620・1684

市立小・中学校の学校生活で 必要な費用の一部を援助

対 昨年中の世帯所得（給与所得または
公的年金等所得がある場合、総所得額
から10万円を差し引いた所得額で審
査）が基準額（右下表参照）以下（基
準額を超える場合でも、保護者の失業、
離婚等により、現在の収入が著しく減
少している場合は別途相談）、または
生活保護を受給中で、市立小・中学校
に在籍している児童・生徒の保護者、
内 学用品費・校外活動費・修学旅行費・
学校給食費等、**申** 4月8日～5月10日
（休校日を除く）に、申請書（在籍す
る学校で配付、左下図読み取りからダ
ウンロード可）と必要書類を直接、学
校（小・中学校両方に
こどもがいる人は、各
学校に申請要)、**閏**学務
課 ☎ 620・1684

予約奨学金説明会を開催

括して保険加入、腕章・帽子等の支給
あり、**申** 各小学校、**閏** 学校教育推進課
☎ 620・1683

市では、市内全小学校区で安全・安
心な居場所の提供と体験・交流活動の
活性化を図り、地域社会全体でこども
の豊かな成長を育むコミュニティをつ
くするため、同教室を運営しています。
対象は校区在住の小学生で、安全の見
守りや、茶道、将棋や囲碁、工作等の
室内あそび・ドッジボールやサッカー
等の外遊びの指導・支援を行っています。
保護者を含む地域の皆さんや、市
内在住・在学の大学生のご協力をお
願いします。**閏** 社会教育振興課 ☎ 622・
5180

放課後子ども教室の運営に ご協力を

就学援助費の所得基準額

世帯の人数	借家世帯 (円)	持家世帯 (円)
2人	2,130,400	1,951,000
3人	2,597,200	2,417,800
4人	3,227,500	3,048,100
5人	3,549,700	3,370,300
6人以上	1人増すごとに5人世帯の金額に 455,400円を加算	

障害のあるこどもの就学

市では、すべてのこどもたちが、生活
を通して仲間とつながり、支え合い、高
め合うことをめざす「ともに学び、とも
に育つ」教育を基本とし、一人ひとりの
教育的ニーズに応じた教育を行っています。
閏 学校教育推進課 ☎ 620・1683

◆就学相談の流れ

【4～5月】 ……就学相談ガイダンス※への参加
【5月～7月上旬】 ……就学相談の申込・見学・相談
【7～10月】 ……見学・体験・相談
【11～12月】 ……就学面談（就学先決定）
【1月】 ……学務課より就学通知書の送付

※ 4/20（土）・26（金）、5/9（木）・12（日）の全4回を予定



◆さまざまな教育の場

小・中学校

【通常の学級】 支援の必要なこどもは、保護者と連携しながら「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりの実態に応じて必要な支援を行います。

【通級指導教室】 一人ひとりの教育的ニーズに応じた障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するための自立活動を行います（週1回～月1回程度）。他校の児童・生徒も指定された近隣の通級設置校に通うことができます。

【対象】 障害に応じた特別的教育課程の編成を行う必要がある児童・生徒

【支援学級】 必要に応じて各小・中学校に設置しています。障害のあるこども一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別的教育課程（下学年の教科学習や支援学校の教育課程を参考にした学習等）を編成し、支援学級で少人数による指導を行います。

【種別】 知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害

支援学校

障害のあるこども一人ひとりの障害特性、健康状態や経験
等に応じた支援学校の教育課程を編成し、自立活動を中心と
した学習が行われます。

【種別】 視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱

まずは、通われている園所または入学予定の学校・
教育委員会にご相談ください。また、就学相談ガイ
ダンスにもぜひご参加ください。そのほか詳細
は市 HP をご覧ください。

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方：**時**とき、**所**ところ、**対**対象、**定**定員、**内**内容、**¥**費用・報酬など、**持**持ち物、**備**備考、**申**申込、



子ども会へご加入を

子ども会は、子どもを地域で育てるための自主的な組織です。同じ地域に住んでいる異年齢の仲間と遊んだり、季節ごとにいろいろな行事に参加して社会性を学びます。子ども自身が考え、さまざまな体験を通じて自主性を育て、子どもたちの健全な育成をめざしています。子ども会に加入するには、社会教育振興課に各地域の子ども会育成会長の連絡先を聞いた上で、申し出てください。子ども会をつくりたい場合は同課へお問い合わせください。 **問** 同課 ☎ 622・5180

リーフレット「いばらきの青少年ほっとけん」のご活用を

市青少年問題協議会では、市青少年健全育成運動重点目標を「子どものSOS ほっとけん!? 大人の気づいて声をかけあう関係づくり」とし、啓発用リーフレットを配布しています。保護者や地域の人が協力し、同運動を進

めていくため、ご活用ください。 **問** 社会教育振興課 ☎ 622・5180

府育英会奨学金の活用を

高校等在学者対象の府育英会奨学金は、入学した高校で早めに申し込んでください。詳細は各高校の事務室または市奨学金相談窓口（教育センター内）へお問い合わせください。 **問** 同センター ☎ 626・4400

まちづくり

総合計画審議会の市民委員を募集

時 6月1日から来年3月31日まで、計8回程度、**対** 18歳以上の市内在住・在勤・在学者（国・地方公共団体の議員・職員を除く）、**定** 4人、**内**（仮称）第6次茨木市総合計画の審議、**¥** 日額9千円、**申** 4月30日（消印有効）までに、左下図読み取りから申込または、申込書（政策企画課で配付、市HPからダウンロード可）と小論文を、郵送または直接、同課 ☎ 620・1605



駅前周辺整備基本計画協議会の傍聴を **保**

時 5月10日（金）、午後3時から、**所** 市役所南館10階大会議室、**定** 先着20人、**備** 一時保育は5月1日までに要申込、

	建物用途	補助割合	限度額
耐震診断	木造住宅	耐震診断費用の10/11	50,000円/戸
	共同住宅（木造住宅除く）	定額（戸数分）	25,000円/戸
	特定建築物（一定規模以上）	耐震診断費用の50%	1,000,000円/棟 ※3
耐震設計	木造住宅※1	耐震設計費用の70%	100,000円/棟
	賃貸共同住宅（木造住宅除く）※2	耐震設計費用の2/3	1,500,000円/棟
	分譲共同住宅※2		3,000,000円/棟
耐震改修	木造住宅	700,000円/戸（定額） （一定所得以下の世帯は900,000円/戸）	
	賃貸共同住宅※2	①②のいずれか 少額な方	10,000,000円/棟
	分譲共同住宅※2	① 50,200円/m ² ② 工事費用の1/3	25,000,000円/棟
除却工事	木造住宅	400,000円/棟 （一定所得以下の世帯は600,000円/棟）	
	賃貸共同住宅（木造住宅除く）※2	①②のいずれか 少額な方	10,000,000円/棟
	分譲共同住宅※2	① 50,200円/m ² ② 工事費用の1/3	20,000,000円/棟

※1 耐震改修工事を行う場合に限り、※2 延べ床面積1,000m²以上（階数が3以上のものに限り）、※3 用途により1,250,000円/棟

多世代近居・同居を支援する補助制度のご利用を

申 4月1日、午前9時から5月9日までに、下図読み取りから申込または、電話で市街地新生課 ☎ 620・1821



対 子世帯（中学生以下の子どもがいる世帯または40歳未満の夫婦世帯等）と親世帯（子世帯の父母または祖父母）のいずれかが近居・同居するために、住宅を購入または持ち家をリフォームし、転入した世帯に費用の一部を補助、**¥** 上限30万円、**備** その他条件あり、**問** 居住政策課 ☎ 655・2755

マンション管理計画認定制度のご利用を

分譲マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合、市の認定を受けることができます。また、認定されることにより、住宅金融支援機構のフラット35やマンション共用部分リフォーム融資の金利の引き下げ等の優遇を受け

建築物の耐震診断・改修補助・除却を補助

対 平成12年（非木造・除却は昭和56年）5月31日以前に建築確認を受けて建築した市内の建築物、**内** 右表のとおり、**問** 居住政策課 ☎ 655・2755

聴覚・発語障害者向け、外国人向け 119番通報サービスのご利用を

問警備課 ☎ 622・6955、✉ keibi@city.ibaraki.lg.jp

聴覚や発語に障害のある人のための Net119 緊急通報サービス

緊急通報を行う補助的な通報手段として、スマートフォンや携帯電話で、文字等による消防への緊急通報（消防車や救急車の要請）ができます。

【利用登録】 市内在住・在勤・在学中で聴覚や発語の障害等で音声通話による 119 番通報が困難な人、事前登録要、詳細は右図読み取り参照、スマートフォンまたは携帯電話を持参し、直接、同課



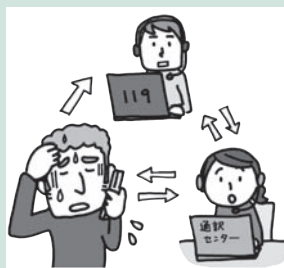
119 番通報時の外国語通訳

A foreign language emergency call service is available

外国人居住者・観光客・留学生等、日本語での会話が困難な人が、火災または病気やけがのため消防車や救急車を呼ぶ場合に、通訳センターを介した英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語の通訳を行います（利用は市内からの 119 番通報に限る）。詳細は右図読み取りからご覧ください。



中文 English Español
한글 Português



ることができません。
市内の分譲マンション、備管理組合による認定申請要、問居住政策課 ☎ 655・2755
事業者等からの提案を募集
市では、事業者等が持つ強みや資源を活かした提案（課題解決や地域の活性化につながる提案や、市有財産等の

有効活用に関する提案等）を募集しています。詳細は下図読み取りからご覧ください。問政
策企画課 ☎ 620・1605
安威川ダムカレー提供店舗を募集
市では、市北部地域「いばきた」に建設された安威川ダムの PR の一環とし



安威川ダムフラッシュ放流を実施

同ダムでは、下流河川の環境改善を目的としたフラッシュ放流を行います。フラッシュ放流日は安威川の水位が上昇して危険ですので、川の中には



投稿例

で、ダムに見立てた安威川ダムカレーを商品化・提供する店舗を募集しています。詳細は下図読み取りからご覧ください。問北部整備推進課 ☎ 620・1609
いばきたフェイスブック・インスタグラムで北部地域の魅力を発信
市北部地域「いばきた」の魅力を PR するため、いばきたフェイスブック・インスタグラム（左図読み取り）で、季節の話題やイベント情報等を発信しています。ぜひフォローをお願いします。問北部整備推進課 ☎ 620・1609



自転車乗車用ヘルメットの購入を補助

対安全基準（SGマーク等）を満たした自転車乗車用ヘルメットを今年1月以降に購入した65歳以上の市民、内上限3千円（1人1回）、予算がなく

647・2916
高年齢者の交通事故防止と公共交通を使った外出を支援するため、高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施しています。
次の全てに該当する市民、①平成30年4月1日以降に自主的に有効期間内の運転免許証を全部返納、②返納時・同事業の申請時に65歳以上、内プランDパス購入の助成またはI-COCAの交付（6千円分、1人1回のみ、受け取りは後日）、③運転免許の取消通知書、本人確認書類、はんこ、申来年2月末までに、本人が直接、交通政策課

627・1121
免許を返納する高齢者の外出を支援
高年齢者の交通事故防止と公共交通を使った外出を支援するため、高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施しています。

入らないでください。
時 4月10日（水）、午前10時～午後2時、24日（水）、午前10時～午後3時、
備大雨等でダムの放流量が増加した場合や渇水傾向の場合、予告無く延期・中止する場合があります。今年度の実施予定等詳細は右図読み取りからご確認ください。問府茨木土木事務所
822・1121
入らないでください。
時 4月10日（水）、午前10時～午後2時、24日（水）、午前10時～午後3時、
備大雨等でダムの放流量が増加した場合や渇水傾向の場合、予告無く延期・中止する場合があります。今年度の実施予定等詳細は右図読み取りからご確認ください。問府茨木土木事務所
822・1121



なり次第終了、**申 4**
月 1 日から、下図読
み取りから申込、**問**
交通政策課 ☎ 647・
2916



宅地造成及び特定盛土等規制法の運用開始

4 月 1 日から、府により市域全域が宅地造成及び特定盛土等規制法の宅地造成等工事規制区域に指定され、同規制法の運用が始まります。宅地だけでなく、農地・森林等における盛土・切土や単なる土捨て行為や一時的な堆積が規制されます。詳細は府・市 HP をご覧ください。**問** 審査指導課 ☎ 620・1661

雨水貯留タンク設置補助のご利用を

雨水貯留タンクには、散水等の際の節水効果や浸水軽減効果等がありますので、設置をご検討ください。

新 新たに購入する次の全てに該当する人、①下水道が使用できる区域内に設置する、②過去に同制度による助成を受けていない、③貯留容量が 80 L 以上ある市販のものを設置、**予** 購入費の 3 分の 2（上限 3 万円、本体と雨といからの分水器具・雨とい本体の接続部品・本体の架台等の専用製品・消費税を含む、設置工事を除く）、**備** 戸建て 1 建築物につき 1 基、集合住宅 1 屋根

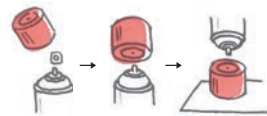
中身の残ったスプレー缶等と小型家電のスポット収集

使いきれず中身が残ったスプレー缶等（スプレー缶、カセットボンベ、使い捨てライター）のスポット収集を下表のとおり実施します。また、普段ボックス回収（設置施設は市 HP 参照）を行っている小型家電も、スポット収集で対応します。なお、スプレー缶等は原則、下記の注意点を厳守の上、普通ごみに捨ててください。**所** 市役所東玄関前、**問** 環境事業課 ☎ 634・0351

日程	時間
4/13 (土)、5/11 (土)、6/8 (土)、 7/13 (土)、8/10 (土)、9/14 (土)、 10/12 (土)、11/9 (土)、12/14 (土)、 来年 1/11 (土)、2/8 (土)、3/8 (土)	10:00 ~ 11:30 14:00 ~ 15:30
4/30 (火)、5/31 (金)、6/28 (金)、 7/31 (水)、8/30 (金)、9/30 (月)、 10/31 (木)、11/29 (金)、12/27 (金)、 来年 1/31 (金)、2/28 (金)、3/31 (月)	14:00 ~ 15:30

【普通ごみに出す場合の注意点】▶使い切った上で、「ガス抜きキャップ」（※）等を使用し、完全にガスを抜き取る、▶他のごみとは分け、中身が見える 45L 以下の透明袋に入れ、「ガス抜き済み」と表示、▶ガス抜き作業等は必ず屋外で、風通しのよい火気のない場所で行う

※商品により有無・形状・使用方法（右図参照）が異なります。商品に記載された使用方法をご確認ください。



（注）処理困難物（消火器・プロパンガス・塗料・薬品等）は回収できません。中止や日程変更がある場合は市 HP でお知らせします。11 月開催予定のいばらき環境フェアでも実施予定です（詳細は広報いばらき等でお知らせ）。

悪質業者にご注意ください

面積 100 m² につき 1 基、申請前の購入は補助対象外、予算の範囲内で先着順、**申** 申請書（下水道施設課で配付、市 HP からダウンロード可）を、郵送または直接、〒567-8505 同課 ☎ 620・1667

チラシ・広告の甘い言葉での勧誘や、市からと称して家庭を訪問して検査や修繕を行い、高額な代金を請求される被害が多発しています。検査や修繕の例としては、宅内の下水道・下水ますの清掃・修理、浄水器の販売、水質検

家庭で飲料水の備蓄を

大規模な災害により断水が発生した場合、復旧までに時間を要することが予想されます。万が一に備えて、各家庭で 1 人 1 日 3 L を目安に、最低 3 日分（1 人 9 L）以上の飲料水の備蓄を

査、家庭内の水道管洗浄等があります。市では訪問販売・修繕等は行っていない。不審に思った場合は、指定工事店を紹介しますので、ご相談ください。**問** 下水道施設課 ☎ 620・1667、水道部総務課 ☎ 620・1690

お願いします。**問** 水道部総務課 ☎ 620・1690

119 番通報クイズをやってみよう

緊急時の 119 番通報に必要な情報をクイズで学べます。○×方式の問題で、全 8 問用意しています。下図読み取りから挑戦してみてください。**問** 警備課 ☎ 622・6957



林野火災の防止を

春は空気が乾燥し、強風が吹くため、

動画クリエイター等を募集

市にゆかりのあるクリエイターの皆さんに、デザインの視点から各事業にご協力いただく「クリエイティブパートナー制度」を試行実施しています。登録いただいたクリエイターの皆さんに、本市が作成するチラシやポスター等の印刷物、動画の撮影・編集等の案件を依頼し、案件完了後に報酬をお支払いする制度です。今回は下記の分野のクリエイターを募集します。

対 DTP デザイナー、動画クリエイター、フォトグラファー、**申** 右図読み取りから申込、**問** まち魅力発信課 ☎620・1602



林野火災が発生しやすい気象条件となります。林野火災は一度発生すると消火は困難で、その回復には長い年月と労力がかかります。貴重な森林を守るため、次のことにご協力をお願いします。

環境

環境管理制度認証取得を支援

対 市内に事業所を有する中小企業者等、**¥** ISO14001、KES、エコアクション21、エコステージの認証取得に要した経費に2分の1を乗じて得た額(制度により上限20万または50万円、千円未満は切り捨て)、**備** 予算の範囲内で先着順、詳細は市HP参照、**申** 申請書(環境政策課で配付、市HPからダウンロード可)と必要書類を直接、同課 ☎620・1644

省エネ・省CO₂設備導入に対する費用を一部補助

対 市内に事業所を有する、中小企業基本法第2条第1項に定める会社、**内** 効果の把握できる新エネルギー導入や省エネルギー改修の事業経費(50万円以上)の一部を補助、**¥** 市が認めた導入経費の3分の1(上限300万円、千円未満は切り捨て、太陽光発電は出力1kWあたり1万2500円で計算)、**備** 申請前に要相談、予算の範囲内で先着順、詳細は市HP参照、**申** 4月15日から、

す。▼乾燥時や強風時は、たき火や火入れをしない、▼火入れ等を行う際は、その場から離れず、完全に消火する、▼たばこのポイ捨てをしない、▼火遊びをしない、**問** 予防課 ☎622・6950

請書(環境政策課で配付、市HPからダウンロード可)と必要書類を直接、同課 ☎620・1644

住宅用太陽光発電システム等の設置に補助

対 自宅に①住宅用太陽光発電システム・②①と同時期に設置の家庭用燃料電池(エネファーム)・③自然循環型太陽熱温水器・④強制循環型ソーラーシステム・⑤蓄電システムを設置後①は電力受給後 6か月以内の人、**¥** ①出力1kW当たり1万2500円(上限4kW)、②④⑤上限4万円、③上限3万円、**備** ②①と同時申請のみ、各10いばらき環境ポイント付与、**申** 4月15日(来年3月7日)に、申請書(環境政策課で配付、市HPからダウンロード可)と必要書類を直接、同課 ☎620・1644

いばらきエコクラブへ登録を

同クラブ事業は、こどもたちによる自然観察やリサイクル等の環境活動・学習の支援を目的としています。3歳(高校生と、活動をサポートする大人でクラブの登録ができます。登録すると活動のヒントが掲載されている手帳やニュースが届くほか、イベント等の案内が通知されます。なお、登録期間は1年間で、毎年3月に更新を行います。**備** 5いばらき環境ポイント付与、**問** 同

クラブ地域事務局(環境政策課内) ☎620・1644

ええことカレンダー

「いばらき環境家計簿」の活用を

今年度版の同家計簿を作成しました。継続してつけることで、皆さんの生活のどこからCO₂が出ているのかが一目で分かるようになります。環境政策課・各図書館・生涯学習センター等で配付(市HPからダウンロード可)していますので、ご活用ください。**問** 同課 ☎620・1644

みどりのカーテン市民モニターを募集

対 次の全てに該当する市民または市内の事業者、①ゴーヤ等の植物を育てるスペース(北側以外)がある、②観察記録表の提出に協力可能、③説明会に参加可能、**定** 先着50人、5団体(1世帯・1団体につき1人、未経験者優先)、**内** みどりのカーテン(ツル性の植物による自然のカーテン)を育て、観察記録表をつける、**【苗の配付】** 時 5月10日(金)、午前10時(正午、午後1時)3時、**所** 市役所南館8階中会議室、**内** 資料と植物の苗(ゴーヤ3株とゴーヤまたはキュウリ1株)を配付、**持** 筆記用具、苗を持ち帰る袋、**【説明会】** 時 5月10日(金)17日(金)、**所** オンライン配信、**内** ヒートアイランド現象とみどりの

カーテンの育て方の説明等、**備**観察記録表提出時に15いばらき環境ポイント付与、説明会のみ参加希望者も要申込、**問**4月26日までに、左図読み取りから申込（参加確定者には30日に環境政策課から連絡あり）、**問**同課 ☎ 620・1644



住宅・事業所での緑化を補助

道路に面した場所です新たに植え込みやシンボルツリー等を植栽する際、それに伴うブロック塀、フェンスの撤去また、建物の壁面や塀を緑化する際の費用の2分の1を補助します（上限あり）。

備必ず工事の着手前に申請してください。要件等詳細は市HP参照、またはお問い合わせください。5いばらき環境ポイント付与、**問**公園緑地課 ☎ 620・1654

家庭用生ごみ処理機等の購入費を助成

¥購入費の2分の1（100円未満は切り捨て）、電気を必要としない容器（コンポスト容器等）Ⅱ1基につき上限5千円（5年以内に2基まで）、電源を必要とする機器（生ごみ処理機）Ⅱ上限2万円（5年以内に1基）、**備**申請前の購入は補助対象外、予算の範囲内で先着順、5いばらき環境ポイント付与、**問**4月1日から、市HPから申込または、申請書（資源循環課で配付、市HPからダウンロード可）を直接、同課 ☎ 620・1814

給水機を設置する事業者の購入費やレンタル費を助成

対不特定多数の市民が利用できる給水機を市内店舗等に設置する市内事業者等、**¥**購入Ⅱ購入費の2分の1（上限10万円）、レンタルⅡ給水機レンタル費・設置費の全額（上限月額、来年3月までレンタル9千円、設置費1万5千円）、**備**給水機使用に伴う水道料金・電気料金・維持管理経費等は事業者負担、詳細は市HP参照、**申**申請書（資源循環課で配付、市HPからダウンロード可）を直接、同課 ☎ 620・1814

不要品のリユースにご協力を

家財の整理等で出た不要品は、ごみ

として捨てる前に、譲ったり、買取を依頼したりするなどのリユースにご協力ください。また、リユースをする際には、地域情報サイト「地元の掲示板ジモティー」や不要品買取の一括査定サイト「おいくら」をご利用ください。手間や費用をかけずに不要品の処分が可能です。詳細は市HPからご確認ください。**問**資源循環課 ☎ 620・1814

商工・消費生活

正規雇用促進奨励金制度のご利用を

対失業中の市民を正規労働者として市内事業所で雇用した、または非正規労働者として働く市民を市内事業所で正規労働者へ転換（同一企業内での転換のみ）した①中小企業事業主、一般社団法人等・②本市の働きやすい職場づくり推進事業所に認定されている事業主、**備**単年度に2人分まで、詳細は市HP参照、**申**正規労働者として雇用または転換した日から6か月経過後3か月以内に、商工労政課 ☎ 620・1620

就職のためのスキルアップを支援

対失業中の市民、非正規労働者の市民、**¥**厚生労働大臣が指定する教育訓練給付金対象講座の受講料（入学金を除く）の2分の1（上限5万円）、**備**受講前に商工労政課へお問い合わせく

消費生活だより

困り事は、気軽に相談ください。

問消費生活センター ☎ 624・1999

高額な原状回復費用のトラブル

【事例】3年前の春に契約した賃貸マンションを退去後、貸主からハウスクリーニング費用等約17万円の原状回復費用を請求された。敷金・礼金がない部屋で、契約書に原状回復に関する特約もなかった。高額な請求に納得できない。



【回答】賃貸住宅の退去時、貸主側と借主側どちらが原状回復費用を負担するのかでトラブルになることがあります。トラブルを防ぐためには①契約前に契約書類の記載内容をよく確認し、入居時には物件の現在の状況を確認して写真等で記録に残しましょう。②入居中にトラブルが起きたら、すぐに貸主側に相談しましょう。③退去時には、精算内容をよく確認し、納得ができない点は説明を求めましょう。

頑張る市内企業

紹介編 vol.107

(株)瑞光 (彩都はなだ二丁目)



高い技術力を武器に、グローバルに活躍

同社は、1963年に設立され、2021年11月に彩都はなだに本社工場を移転しました。主に紙おむつや生理用ナプキンなどの衛生用品の製造機械を開発・製造しています。機械は1分あたり最大で1,000枚もの紙おむつを製造する能力を持ち、高い技術力を武器に世界的にもトップレベルのシェアを有しています。

メディカル事業や介護事業、使用済み紙おむつリサイクル事業など新規事業にも取り組み、さらなる成長をめざしています。今後も、「ものづくりのグローバルメーカーとして新しい価値を創造し、ヘルスケア産業の発展と人々の健康・福祉に貢献する」というミッションに挑戦し続けます。

関商工労政課 ☎ 620・1620

ください。申請書の受講修了日から3か月以内に、同課 ☎ 620・1620

計画前に相談要。本制度は利用後10年が経過すると、再度利用できます。関商工労政課 ☎ 620・1620

障害者雇用奨励金のご利用を

事業の活性化に取り組む小売店等にアドバースをしています。また、市内小売店等を改装する事業者（市民・市内法人のみ）や、商店街あるいは中心市街地で、業種・業態転換、新店出店予定等（いずれも小売業・飲食店に限る）の事業者は、改装工事費の一部を補助（上限50万円）しています（工事

対下表に該当する障害のある市民を雇用保険の一般被保険者として雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金を受給した従業員数が300人以下の事業主（4月1日以降に支給対象期（第1期）の初日が到来する申請は、市外に事業所を置く特例子会社等を除く）、内下表

対象労働者	支給額
重度身体・知的障害者	第1～3期に 各30万円
重度身体・知的障害者 (短時間労働者)	第1・2期に 各21万円
精神障害者、 重度以外の知的障害者	

特定求職者雇用開発助成金の対象期間を終了した月の翌月から起算し、6か月ごとに区分した期間を支給対象期（第1～3期）とする。

のとおり、申請支給対象期が終了した月の翌月から3か月以内に、商工労政課 ☎ 620・1620

働きやすい職場づくり
推進事業所を認定しています

ワークライフバランスや育児・介護との両立支援、女性の活躍推進等に取り組むなど一定の要件を満たす中小企業事業主・個人事業主を働きやすい職場づくり推進事業所として認定しています。詳細は市HPをご確認ください。

関商工労政課 ☎ 620・1620

茨木商工会議所の無料相談

時 4月15日(月)、5月20日(月)、6月17日(月)、**金融相談**（事業資金・教育ローン）午後1時～3時、**創業相談** 午後2時～4時、**所・関同会議所** ☎ 622・6631

求人

保育士・幼稚園教諭等
(会計年度任用職員)

所①保育所、②幼稚園、**対**①保育士（資格要）、朝夕保育（資格なし応相談）、②担任外（免許要）、預かり保育（保育士資格または子育て支援員でも可）、**¥**（例）①保育士（フルタイム）月給21万9千円程度、朝夕保育月給4万3千円程度、②担任外月給14万8千円程度、預かり保育月給14万8千円程度、**備**詳細は市HP参照、**申**下図読み取りから申込または、電話で人事課 ☎ 620・1601



小・中学校学習支援者

時 月～金曜日のうち学校と調整（1回2時間以上）、**所**市立小・中学校、**対**



定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方：時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、

大学生等、**内**市立小・中学校児童・生徒の学習等、学校の諸活動の支援、**¥**1 回千円、**問**学校教育推進課 **☎**620・1 6 8 3



その他

パブリックコメントを実施

【①開発行為等の手続等に関する条例（案）・②中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例（案）】
内①良好な都市環境の保全や創出のため、建築・開発行為等について、市との協議その他手続等を制定、②良好な近隣関係の形成や居住環境の保全に努めるため、中高層建築物について、建築計画の事前周知や紛争の解決を図る調整手続を制定、**備**資料は4月8日から、審査指導課・情報ルームで閲覧可、市HPからダウンロード可、提出意見等

に対する市の考え方は後日発表（住所・氏名等の個人情報是非公開）、提出意見への個別回答、匿名または電話による意見の受付は行いません。**申**4月8日～5月7日（消印有効）に、市HPから申込または、意見書（住所・氏名・連絡先を記入、様式自由、メールの場合はテキストファイル推奨、どの項目の何についての意見を明確に）を、郵送・メール・直接、〒567-8505 同課 **☎**620・1 6 6 1、**✉**shinsashitoo@city.ibaraki.jp

顔認証マイナンバーカードの案内

マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書を用いる際の本人確認方法を顔認証または目視に限定し、暗証番号の設定を不要としたマイナンバーカードを選ぶことができます。また、通常カードから顔認証カードへの切り替えも可能です（本人または代理人による窓口での手続要）。健康保険証としての利用や、券面の顔写真や記載事項（氏名・生年月日・住所等）の情報を用いた本人確認書類としての利用が可能です。ただし、マイナポータル、各種証明書のコンビニ交付、その他のオンライン手続等、暗証番号の入力が必要なサービスは利用できません。
所市民課4番窓口、**持**本人のマイナンバーカード、代理人の場合は、委任状と代理人の顔写真付きの本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）、

問市マイナンバーカードコールセンター **☎**655・0 1 6 2
安心して低価格な市営葬儀のご利用を

対死亡者あるいは喪主が本市に住民登録をしている人、**¥**下表のとおり（死亡者が本市に住民登録をしていなかった場合使用料は2倍）、**備**別途宗教者へのお礼、供花、会葬者へのお礼の品、食事等の料金が必要、**問**市民課 **☎**620・1 6 4 5



第5 告別式場

自衛官等募集に係る自衛隊への情報提供を望まない人は申請を

市では、法令に基づき自衛官募集に係る必要な情報（氏名・住所・生年月日・性別）を自衛隊に提供しています。情報提供を希望しない人は、申請により除外します。次のと



項目	金額（円）	内訳（円）			
		会場使用料	納棺・葬祭用品	祭壇飾り葬儀進行	その他
第1 告別式場（席数 45） 控室 1 室（20 人程度）	119,880	38,000	27,500	23,500	火葬執行 19,000 円 霊柩車 11,880 円
第2 告別式場（席数 50） 控室 2 室（32 人程度）	132,080	50,200		23,500	
第2 告別式場（席数 120） 控室 4 室（48 人程度）	200,280	102,400		39,500	
第3 告別式場（席数 50） 控室 3 室（40 人程度）	134,680	52,800		23,500	
第3 告別式場（席数 80） 控室 3 室（40 人程度）	150,480	68,600		23,500	
第5 告別式場（席数 18） 控室 1 室（12 人程度）	104,380	22,500		23,500	

※希望者には霊安室（1 室）あり（1 日あたり 3,000 円）

おり手続きしてください。
対①平成14年4月2日～15年4月1日生まれ、②平成18年4月2日～19年4月1日生まれ、**備**詳細は上図読み取り参照、**申**4月10日～5月10日に、除外

暮らしのガイド

申出書（市HPからダウンロード可）と本人確認書類1点（写）（法定代理人が申し出る場合は法定代理人の本人確認書類要、本人と法定代理人が同一世帯でない場合、本人との関係がわかる戸籍謄本等要）を、郵送または直接、市民課 ☎ 620・1645

転出届はマイナポータルから

電子証明書が有効なマイナンバーカードを所有している人は、左図読み取りからオンラインで転出の届出ができます。転出届のために窓口に行く必要がなくなり、積極的にご利用ください。なお、転入先の市区町村窓口で転入届の手続は必要です。☎ 市民課 ☎ 620・1621



小豆島町・竹田市宿泊施設利用補助は10日前までに申請を

姉妹都市・小豆島町と歴史文化姉妹都市・竹田市との交流促進を図るため、指定宿泊施設を利用する市民に対し、宿泊費用の一部を補助しています。

所指定宿泊施設（市HPまたは文化振興課設置のチラシ参照）、※小豆島町中学生以上1泊2千円、小学生1泊1500円、竹田市中学生以上1泊5千円、小学生1泊3千円、利用額が補助額に満たない場合はその金額、備1人年度間各1泊、申施設へ予約後、

◀竹田市の白水ダム



小豆島町のオリーブ公園▶

宿泊日の10日前までに、申請書（自署の場合押印不要）を、郵送または直接、〒567-8505 同課 ☎ 620・1810

生涯学習情報誌を発行

市の事業だけでなく、国・府の機関や市内大学・病院が実施する歴史・文化、子育て・教育、スポーツ・レクリエーション等の生涯学習の事業を紹介する、生涯学習情報誌「NextStage」を発行します。4〜7月に募集や開催される事業を、各分野に分けて、日程順に掲載しています。生涯学習センター、市役所、図書館等に設置していますので、ご覧ください。市・同センター ☎ 624・8182



転入・転出等の際には届出を

適切な市民サービスを受けるため、必ず届出をしましょう。

所・市民課 ☎ 620・1621



届出種類	届出期間	持ち物	届出人
転入届 (本市に引っ越してきたとき)	引っ越した日から14日以内	○転出証明書（転入届の特例を受ける場合は、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード）、○マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（保有者のみ）、○在留カードまたは特別永住者証明書（外国人住民のみ）、○介護保険受給資格証明書（保有者のみ）、○後期高齢者医療負担区分等証明書（保有者のみ）、○国外からの転入の場合は、戸籍謄本と附票（5年以内の本市への再転入または本籍地が本市の場合は不要）、パスポート（入国スタンプ要）	世帯主または世帯員
転居届 (市内で住所が変わったとき)		○マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（保有者のみ）、○在留カードまたは特別永住者証明書（外国人住民のみ）、○国民健康保険・後期高齢者医療等被保険者証、介護保険証、こども医療証、ひとり親家庭医療証、児童扶養手当証書等（加入者のみ）	
転出届 (市外に引っ越すとき)	引っ越す日のおおむね14日前から	○国民健康保険・後期高齢者医療等被保険者証、介護保険証、こども医療証、ひとり親家庭医療証、児童扶養手当証書等（加入者のみ）	
世帯変更届 (世帯に変更があったとき)	変更した日から14日以内		

※外国人住民も届出が必要です。虚偽の届出を防ぐために、届出時に届出人の本人確認を行います。また、やむを得ず代理人が届出をする場合は委任状が必要です。なお、持ち物は転入・転居・転出・世帯変更者全員分が必要です。国外からの転入には入国スタンプのあるパスポート、または航空チケット等入国日の分かるものが必要です。

※転出届はマイナポータルからも手続きができます。詳細は上記参照

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方：時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、

所有者不明猫活動団体の取組にご理解を

所有者不明猫（野良猫）の糞尿や鳴き声等に関する相談が市に多数寄せられています。これらの問題を解決するため、市に登録している所有者不明猫活動団体に避妊・去勢手術費の一部を補助しています。同団体は、野良猫を排除するのではなく、徐々に数を減らすよう避妊・去勢手術をし、今ある命を一代限りで全うさせるため、給餌等の活動を行います。給餌の際の食べ残しの回収や、糞尿の掃除を行う等、地域の生活環境を損なわないよう細心の注意を払いながらこの活動に取り組んでいます。問 市民生活相談課 ☎ 620・1603

大坂・関西万博ボランティアを募集

国内外から大坂や関西、万博会場を訪れる人をおもてなしするボランティアを募集しています。申 4月30日までに、下図読み取りから申込、問 同 ボランティアコールセンター ☎ 0570・036・035



里山ふれあいオートキャンプ場のご利用を

時 4月20日～11月30日の土曜日（5月25日、11月23日を除く）、4月28日（日）、

列車内ちかん被害相談

5月3日（祝）・5日（祝）、7月14日（日）、8月11日（祝）、9月15日（日）・22日（祝）、10月13日（日）、11月3日（祝）、午後1時～翌午前10時、所 旧北辰中学校グラウンド、市内在住・在勤の家族、定 先着10区画、¥1区画300円（10m×10m）、備 宿泊要、利用後の区画等清掃要、トイレ・炊事場あり、自然観察・木工体験イベントあり、詳細は里山センター HP 参照、申 4月1日、午前9時から、下図読み取りから申込、問 同 センター ☎ 646・7531



ご寄附ありがとうございました

府警察本部鉄道警察隊では、ちかん等の被害に遭われた人、目撃された人の相談を24時間受け付けています。1人で悩まず相談してください。問 同 鉄道警察隊 ☎ 06・6885・1234

次の皆さんから、市への寄附（10万円以上、または相当品）をいただきました（敬称略）

- ◆ 茨木ライオンズクラブ ☎ 20万円、◆ 茨木交通安全協会 ☎ 500万円、◆ すずきコンサルタンツ ☎ 図書725冊ほか、◆ 株 土方商店 ☎ 図書59冊、◆ ぴあ ☎ 書籍「毎日、ポジティブ」青柳美扇著、◆ 明治安田生命保険相互会社 ☎ 150万1290円、◆ 株 フールド ☎ 100万円

飼い犬登録と狂犬病予防注射

生後3か月を経過した犬の飼い主は、必ず市へ飼い犬の登録をし、毎年1回飼い犬に狂犬病予防注射を接種させ、注射済票を受け取らなければなりません。

【飼い犬登録】令和4年6月以降、マイクロチップ情報を環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録している場合は、本市飼い犬登録手続きは不要です。

【予防注射】動物病院または市が実施する集合注射で接種することができます。集合注射は、一定距離内に動物病院がない地域で実施します。接種後、まれに犬の体調が悪くなることや死亡することがあり、集合注射の会場では医療設備がなく、十分な対応ができません。そのため、動物病院での接種を推奨しています。動物病院で接種するときは、必ず診療日時や必要な料金を確認してください。注射済票は、市内の動物病院（飼い犬登録をしている人に送付する狂犬病予防注射案内、または市 HP 参照）と集合注射会場で受け取ることができます。それ以外で接種した場合は、市の窓口で手続きが必要です。

【集合注射】時・所 右表のとおり（雨天決行）、¥注射・注射済票交付3,300円、持 3月に市から送付した狂犬病予防注射案内（受診票は切り離さない）、駐 駐車場なし、【注意事項】犬を服従させられる人が連れてくる。安全な首輪・リード・口輪等を着用する。糞と尿の後始末ができるものを必ず携帯する。注射を嫌がり暴れる犬、よく吠える犬、体調の悪い犬は動物病院で接種させてください。問 市民生活相談課 ☎ 620・1603



集合注射日程表

とき（4月）		ところ
15日（月）	13:00～13:15	安威森林会館前
	13:45～14:05	下音羽バス停前
	14:25～14:40	銭原クラブ前
16日（火）	13:00～13:20	遍照寺前 （福井小学校東門北）
	13:45～14:05	北辰出張所前
	14:25～14:40	上音羽クラブ前
17日（水）	13:15～13:30	車作青年会館前
	13:45～14:00	大岩集会所前
	14:15～15:05	山手台中央公園
18日（木）	13:15～13:30	佐保公民館前
	13:50～14:50	彩都西公園
19日（金）	13:00～13:30	太田公民館前
	13:50～14:20	郡さくら公園
	14:40～15:10	豊川いのち・愛・ゆめセンター前
22日（月）	13:00～13:40	蔵垣内公園
	14:20～14:40	白川中央公園

4

月の無料相談

祝日は実施しません。相談内容・ときの項目に電話番号を表示している場合、電話相談もできます。子育てに関する相談は、48 ページ参照。

相談内容	と き	ところ	相談内容	と き	ところ
法律相談 (各日先着 16 人)	毎週月・水・金曜日、 13:00～17:00(※1) 相続、離婚、債務整理等	市民生活相談課 ☎ 620・1603 (※1) 1 週間前、 8:45 から電話または、 いばライフで予約 (1 週間前が 閉庁日の場合は、 電話予約のみ直前の 開庁日) いばライフでの予 約の詳細は下図参 照 	女性面接相談	毎週月～土曜日 (火曜日を除 く)、9:30～16:00 (要予約)	男女共生センター ローズ WAM ☎ 620・9920
日曜法律相談 (先着 7 人)	28 日(日)、9:00～12:30 (22 日、8:45 から電話または いばライフで予約)		女性電話相談 ☎ 621・0892	毎週月～土曜日 (火曜日を除 く)、10:00～16:00	
交通事故法律相談 (各日先着 5 人)	毎週火曜日、 13:00～15:30(※1)		男性のための 電話相談 ☎ 620・9929	17 日(水)・24 日(水)、 18:30～21:30	
国の仕事に関する 行政相談	4 日(木)・18 日(木)、 13:00～15:00		女性のはたらき方 相談	12 日(金)、9:30～12:30 (要予約)	
司法書士相談 (各日先着 5 人)	3 日(水)=登記、相続、17 日(水)・ 24 日(水)=登記、相続、後見人、多 重債務等、9:30～12:00 (※1)		女性法律相談	18 日(木)・20 日(土)、 9:30～12:30(要予約)	
土地家屋調査士相談 (先着 5 人)	17 日(水)、9:30～12:00 (※1) 土地の境界等		仕事なんでも相談	25 日(木)、13:00～16:00	
行政書士相談 (先着 5 人)	3 日(水)、9:30～12:00 (※1) 相続、遺言、離婚協議書、 許可申請等各種書類の書き方	(※2) もしもし 税金相談室でも 相談可 (毎週月 ～金曜日、10:00 ～16:00、近畿 税理士会 ☎ 050・ 8880・0033)	DV 相談 デート DV 相談	毎週月～土曜日、 9:00～17:00	配偶者暴力相談 支援センター ☎ 622・5757
税務相談 (各日先着 6 人)	11 日(木)・25 日(木)、 13:00～16:00 (※1・2)		人権相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00	人権センター ☎ 622・6613
公証人相談 (先着 5 人)	4 日(木)、9:30～12:00 (※1)		人権や生活上の さまざまな相談	①～③毎週月～土曜日、 9:00～17:00	各いのち・愛・ゆめセンター ①沢良直 ☎ 635・7667 ②豊川 ☎ 643・1470 ③総持寺 ☎ 626・5660
宅地建物取引相談	宅地建物取引業協会 ☎ 691・ 8600、全日本不動産協会 ☎ 06・6155・1717 にお問い合わせ ください。	消費生活センター ☎ 624・1999	お仕事じっくり 相談 (要予約)	① 5 日(金)・② 26 日(金)・ ③ 22 日(月)、13:30～15:30	
消費生活相談	毎週月～金曜日、9:00～ 16:30、13 日(土)・27 日(土)、 9:00～12:00	市民生活相談課 ※いばライフでの 予約の詳細は下図 参照 	くらし設計相談 (要予約)	① 19 日(金)・② 12 日(金)・ ③ 13 日(土)、 13:00～17:00 5 日(金)、13:00～17:00	
戸籍相談 (先着 4 人)	18 日(木)、14:00～16:00 (前々日、8:45 から電話で 要予約、市民課 ☎ 620・ 1621)	こども政策課 ☎ 620・1625	いばらきにじいろ 電話相談	27 日(土)、15:00～19:45 性的マイノリティ等	人権・男女共生課 ☎ 620・1640 ☎ 080・4668・ 9510
人権擁護委員 による人権相談	11 日(木)・25 日(木)、 13:00～15:00	障害福祉課 ☎ 620・1636 (FAX) 627・1692	生活困窮に関する 相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00 (予約優先)	くらしサポートセン ターあすてつが茨木 (福祉総合相談課内) ☎ 655・2752
ひとり親のため の法律相談	23 日(火)、13:00～16:00 (電話またはメール、いばライ フ※で予約、こども政策課 ☎ 620・1625)	あけぼの学園 ☎ 626・0105	経営相談	毎週月・火・金曜日、 10:00～17:00 (予約優先)	商工労政課 ☎ 620・1620
母子・父子・寡婦 家庭相談 (離婚前可)	毎週月～金曜日、 9:00～17:00 (予約優先)	教育センター ☎ 626・4407 ※ 下図読み取りか ら申込可 	創業相談	主に毎週月・金曜日、 10:00～17:00 (要予約)	
聴覚障害者 生活相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00	教育センター ☎ 626・4400	仕事なんでも 相談	毎週火～木曜日、 10:00～16:00 (予約優先、25 日は12:00 まで)	
障害児相談 (18 歳まで)	毎週月～金曜日、9:00～ 17:00 (面談は要予約)		防火相談	毎日、9:00～17:00	消防本部 ☎ 622・6955
来所教育相談 (小・中学生)	毎週月～金曜日、 9:00～19:00 (要予約※) 発達・心理		分譲マンション 管理相談会 (先着 4 組)	9 日(火)、9:00～12:00 (2 日までに要予約)	居住政策課 ☎ 655・2755
電話教育相談 (小・中学生)	毎週月～金曜日、 9:00～17:00、 ☎ 625・7830				
「いじめ」ホット 電話相談 (小・中学生)	毎週月～金曜日、9:00～17:00、 ☎ 0120・147970 ☎ 627・5511				
奨学金相談	毎週月～木曜日、 10:00～18:00				

◆どこに相談すればよいかわからない場合は、市民生活相談課 ☎ 620・1603 にお問い合わせください。

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方：時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、